

「令和4年8月山形県大雨災害義援金」 の募集について

社会福祉法人 香川県共同募金会

令和4年8月3日からの大雨は、山形県内各地で家屋の浸水等多くの被害をもたらし、米沢市、寒河江市、長井市、南陽市、大江町、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町に災害救助法が適用されました。

山形県共同募金会では、この災害で被災を受けられた方々を支援することを目的に、義援金の募集を実施することとなりました。

つきましては、本会におきましても中央共同募金会の協力依頼を受け、別添のとおり義援金の募集を行いますので、県民の皆さまのあたたかいご支援・ご協力をお願いします。

記

1 義援金の名称

「令和4年8月山形県大雨災害義援金」

2 義援金の受付方法

[山形県共同募金会へ直接送金する場合]

(1) 義援金受付期間

令和4年8月12日（金）から令和4年12月28日（水）まで

(2) 義援金の受入先等

別添「令和4年8月山形県大雨災害義援金」募集要綱をご参照ください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

(1) 義援金受付期間

令和4年8月17日（水）から令和4年12月28日（水）まで

(2) 義援金の取扱い場所

- ア 香川県共同募金会
- イ 市町社会福祉協議会内の市町共同募金委員会
- ウ 百十四銀行本・支店
- エ 香川銀行本・支店

3 義援金の振込方法

百十四銀行及び香川銀行窓口備付けの「災害義援金専用振込用紙」をご利用いただき、寄付名称欄に「令和4年8月山形県大雨災害義援金」と記入しますと、受付期間内は送金手数料が無料扱いとなります。

4 義援金の取扱い

寄せられた義援金は、香川県共同募金会から山形県共同募金会に送金します。

5 義援金の税制上の優遇措置

この義援金は、次の税制上の優遇措置の適用対象となります。

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

税制上の優遇措置を希望される場合は、次の手続きのとおりです。

[山形県共同募金会へ直接送金する場合]

金融機関での振込金受領書に「令和4年8月山形県大雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付してください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

山形県共同募金会発行の領収書が必要ですので、申し出ていただければ後日送付します。

6 被災県共同募金会の問い合わせ先

社会福祉法人 山形県共同募金会 TEL023-622-5482

7 参 考

「令和4年8月山形県大雨災害義援金」募集要綱を添付